

環境衛生課からの お知らせ

粗大ごみの特別収集

不要になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を次の日程で実施します。集める場所については各地区の回覧物をご覧ください。指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従って出してください。

● 吉備地域

- ・ 御霊地域 / 5月25日 (月)
- ・ 田殿地域 / 5月27日 (水)
- ・ 藤並地域 / 5月29日 (金)

● 金屋地域

- ・ 石垣・生石地域 / 6月8日 (月)
- ・ 五西月地域 / 6月10日 (水)
- ・ 鳥屋城・岩倉地域 / 6月12日 (金)

※いずれの地域も時間は朝7時～9時です。

※清水地域は10月ごろ実施予定。

お申し込みの目安

マッソージ機・ベビーカー・楽器類・スポーツ用品・健康器具・自転車

環境衛生課 (吉備庁舎)
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

車・椅子・テーブル・ベッド・ガスコンロ・石油ファンヒーター・電気こたつ・音響機器・照明器具・幼児用大型玩具・家電リサイクル4品目以外の家電製品など
※一般家庭から排出されるもので、出していないものに該当するものを除く

× 出してはいけないもの

● 大きすぎるもの / 一辺2mを超えるもの・縦横高さの合計が3mを超えるもの

● 布団・畳

※今年度から収集できません

※処分したい場合は、直接環境センターへお持ち込みください。

● 営業用・事業用の物品 / 農林業関連資材 (ホース・タンク・噴霧器・パレット) など

● 自動車・自動二輪車およびその部品 / タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラーなど

● 家電リサイクル法指定4品目 / テ

レビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式など)・冷蔵 (冷凍) 庫・洗濯機および衣類乾燥機・エアコン (室外機を含む)

● PCリサイクルマーク付きパソコン

● 危険なもの・専門業者以外で処理できないもの / 消火器・ガスボンベ・草刈機・エンジン類・ワイヤー・がれき類・塩ビ管・針金・網・石こうボード・建築廃材・コンクリートブロックなど

野焼きは原則禁止です

最近、町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。例えば、少量の生活ごみと燃やしても焼却することはできません。地面に穴を掘った焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすの発生はもろろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められている

せてい枝、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。悪質な野焼き行為は法律により罰せられ5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。



家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和2年 (2020年) 2月 / 約260トン
分担金相当額 / 約650万円

有田川町の家から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算され、10kg当たり約250円かかるとなります。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。